



平成 31 年 3 月 5 日

各 位

上場会社名 三井海洋開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮崎 俊郎
(コード番号 6 2 6 9 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 澤田 実
(TEL 0 3 - 5 2 9 0 - 1 2 0 0)

支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株券が上場されて いる金融商品取引所等 |
|--------------------------------|-----|-------------|-------|------|----------------------------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 株式会社 三井 E&S ホールデ ィングス | 親会社 | 50.1 | — | 50.1 | 株式会社東京証券取引所 市場第一部 |

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

株式会社三井 E&S ホールディングスを中心とする企業グループは船舶海洋、機械、プラント、社会インフラ、情報通信等にわたる総合エンジニアリングを主たる事業とし、平成 30 年 12 月 31 日現在、当社を含む連結子会社 88 社、持分法適用非連結子会社 1 社及び持分法適用関連会社 47 社から構成されております。当社グループは、このうち海洋開発事業の分野で事業を展開しておりますが、FPSO をはじめとする浮体式海洋石油・ガス生産設備に関する事業を主として行っているのは当社グループのみであります。

また、平成 31 年 3 月 20 日定時株主総会承認後の当社の役員 15 名（取締役 11 名、監査役 4 名）のうち取締役 2 名は株式会社三井 E&S ホールディングスの役職員が兼務いたしますが、取締役の半数に至るような状況にはないこと、三井 E&S ホールディングスグループ外からも社外取締役を招聘していることなどから、事業運営上当社の親会社からの独立性は十分に確保されていると判断しております。

(役員の兼務状況)

(平成 31 年 3 月 20 日株主総会承認後)

| 役職 | 氏名 | 親会社又はその企業 グループでの役職 | 就任理由 |
|-------------|------|-------------------------------------|--|
| 代表取締役 社長 | 香西勇治 | 親会社株式会社三井 E&S ホールディングス 取締役 | 当社グループの事業に関する知識と経験、及び企業経営に関する豊富な経験と優れた見識を、当社グループの経営全般に活かすため。 |
| 取締役 | 松村竹実 | 親会社株式会社三井 E&S ホールディングス 経営企画部長 | 当社グループの経営に対して専門的知見に基づく総合的な助言を得るため。 |

(注) 香西勇治氏は平成 31 年 3 月 31 日付で株式会社三井 E&S ホールディングス取締役を辞任し、同年 6 月下旬開催予定の同社株主総会において取締役に選任される予定です。

(出向者の受入れ状況)

| 部署名 | 人数 | 出向元の親会社等又は そのグループ企業名 | 出向者受入れ理由 |
|------|-----|-------------------------------|-------------------------------|
| 管理部門 | 3 名 | 親会社 株式会社三井 E&S ホールディングス | 事業の拡大に伴い、当面の業務体制を強化する必要があるため。 |
| 営業部門 | 2 名 | 親会社 株式会社三井 E&S ホールディングス | 事業の拡大に伴い、当面の業務体制を強化する必要があるため。 |
| 技術部門 | 1 名 | 親会社 株式会社三井 E&S ホールディングス | 事業の拡大に伴い、当面の業務体制を強化する必要があるため。 |

(注) 平成 30 年 12 月 31 日現在の当社の従業員数は 150 名であります。

3. 支配株主等との取引に関する事項

当社グループと株式会社三井 E&S ホールディングスとの間において重要な取引はありません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、公正な取引の実施を「Code of Business Conduct and Ethics(企業倫理・行動規範)」に定め、親会社である株式会社三井 E&S ホールディングスとの取引に際しても、この基準に則って一般の取引先と同様に価格や契約条件を合理的に決定しております。

その履行状況については、グループ・コンプライアンス委員会において確認しております。